

今後の小売政策について

2022年 3月25日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 前回の本小委員会において、小売政策の今後の検討課題について、①安定供給、②カーボンニュートラル、③市場・競争・価値創造・地域との連携、④需要家保護を整理させていただいたが、本日は、需要家保護の在り方について、小売登録審査や登録後の監督の強化の方向性、更には料金の在り方について御議論をいただきたい。

- 今後、以下のような検討課題について、他の審議会や勉強会等とも連携しつつ、議論を深めていくこととしてはどうか。

安定供給

- 従来の垂直一貫体制から、発電ライセンス、小売ライセンスが導入され、それぞれを別の者が担う体制への移行が進展。こうした中でも、発電事業者や小売電気事業者による**通常の事業活動を通じて、日本全体の十分な燃料を含む供給力が確保されることが望ましいと考えられるところ、どのような仕組み・方策が考えられるか**。また、その上で、**万が一に備えたセーフティネット**について、適切な負担の在り方を含め、どのような方策が考えられるか。

カーボンニュートラル

- カーボンニュートラルの実現に向け需給構造の転換が急務となる中、需要家との接点を有する小売電気事業者が、**需要側の上げDR、下げDR、省エネの促進**などに対して、より積極的な役割を果たすため、どのような方策が考えられるか。

市場・競争・価値創造・地域との連携

- 日本全体の供給力がひっ迫する中、足下では相対や卸電力市場の売り切れ等の課題も顕在化。上記、供給力確保の仕組みと併せ、**小売電気事業者による適切な卸アクセス機会を確保**するとともに、需要家との接点を有する小売電気事業者による**DR等の積極的な活用**を促し、**需要家への価値創造、サービスの向上、更には地域課題の解決**につながる競争環境の実現に向け、どのような方策が考えられるか。

需要家保護

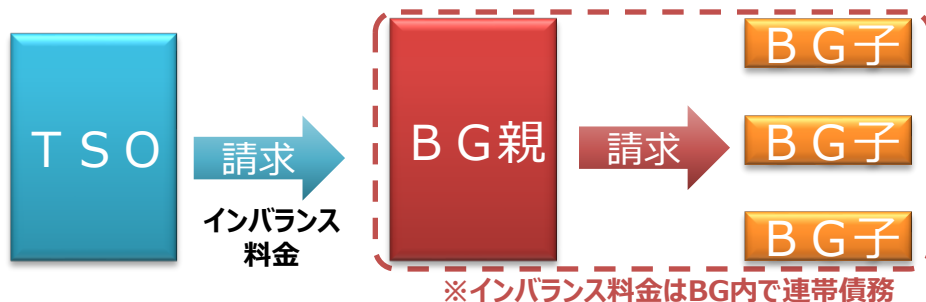
- 世界的な燃料ひっ迫等を背景に、諸外国でも小売事業者の破綻やエネルギー料金の高騰が発生。日本では最終保障供給の仕組みに加え、経過措置料金規制等が存在するところであるが、小売電気事業者の新規参入の進展・多様化が更に進展する中、諸外国における最近の動向や、国内事業者の実態も踏まえ、**小売電気事業者への事業規制、監査、料金などの需要家保護のための仕組み**について、更にどのような方策が考えられるか。

昨年の市場価格高騰以降の小売登録審査における対応

- 昨年の市場価格高騰を踏まえて、本小委員会において、「小売事業者の登録審査について慎重に行うことが必要」とされたところである。
- これを受けて、小売登録審査のヒアリングにおいて、申請者に対して
 - ①市場価格が高騰するリスクがあること
 - ②BGで需給バランスを確保できない場合にはインバランス料金の負担が発生し、インバランス料金はBG内で連帯債務を負う必要があること等について理解しているか明示的に確認しているところである。
- こうした法執行を通じて、大宗の申請者は市場価格高騰リスク等について認識していることを確認している。
- 他方、一部の申請者については、足元の市場価格の水準やリスクを認識していない事業者も存在。
- こうした事業者（計5社）については、赤字が継続するようであれば需要家保護の観点から問題となるため、収支計画の提出を求め、その内容を確認する対応をとっているところである。

(参考) 【論点⑨】需要バランシンググループ (BG) における課題

- 需要BG制度は、小売電気事業者の参入を促進する効果があったが、需要BGによっては契約内容があいまいなケースや十分な情報提供がなされないケースが存在し得る。
- 特に、インバランス料金は一般送配電事業者から代表契約者 (BG親) に請求後、一部をBG親からBG内の代表契約者以外の者 (BG子) に対して請求されるべきもの。
- 今回、高騰したインバランス料金の一部がBG親からBG子になされることが想定される。このとき、BG親及びBG子双方が市場調達の状況や請求内容の見通し等、必要な情報提供を事前に行い、BG内で混乱が生じないように取り組むべきではないか。
 ※インバランス料金はBG内で連帯債務
- また、小売電気事業者の登録審査については、こうしたBGの状況を踏まえて、当面、慎重に行う必要があるのではないかと。さらに、今後、これらのBGの実態を詳細に調査し、課題を検討していくこととしてはどうか。



(参考) 1月29日の要請事項

○卸供給を受ける小売電気事業者等に対する柔軟な対応の要請

小売電気事業者等の中には、他の小売電気事業者等から、市場連動型の電気料金で卸供給サービスの提供を受けている事業者がいることが考えられるため、こうした卸供給サービスを提供する小売電気事業者に対し、取引の相手方の卸料金負担が激変しないよう、柔軟な対応を要請しました。

小売事業者の事業環境の変化

- 世界的な燃料価格の高騰の影響もあり、市場価格のボラティリティは一層高まっている。
- 燃料価格、スポット価格、先物価格は、昨年来、上昇傾向にある。そうした中での、ロシアによるウクライナ侵攻（2月）により価格はさらに上昇。
- スポット市場や先物市場の調達価格は、電灯・電力平均販売単価の水準と同レベルの水準※1であることを踏まえれば、小売電気事業者やこれから小売登録を申請する事業者は、従来どおりのビジネスモデルでは事業の継続は必ずしも容易ではないということに留意しながら、事業を展開することが必要。
- 現に、昨年来、破産、会社更生又は民事再生又^にいたった小売電気事業者は15社存在。この他に、休廃止にいたった小売電気事業者が14社。
- 小売電気事業者破綻時には、需要家における迅速なスイッチング、最終的には、一般送配電事業者による最終保障供給（低圧はみなし小売電気事業者による特定小売供給※2）、破綻事業者への債権対応が必要となり、社会的な負担が増加することにも留意が必要。

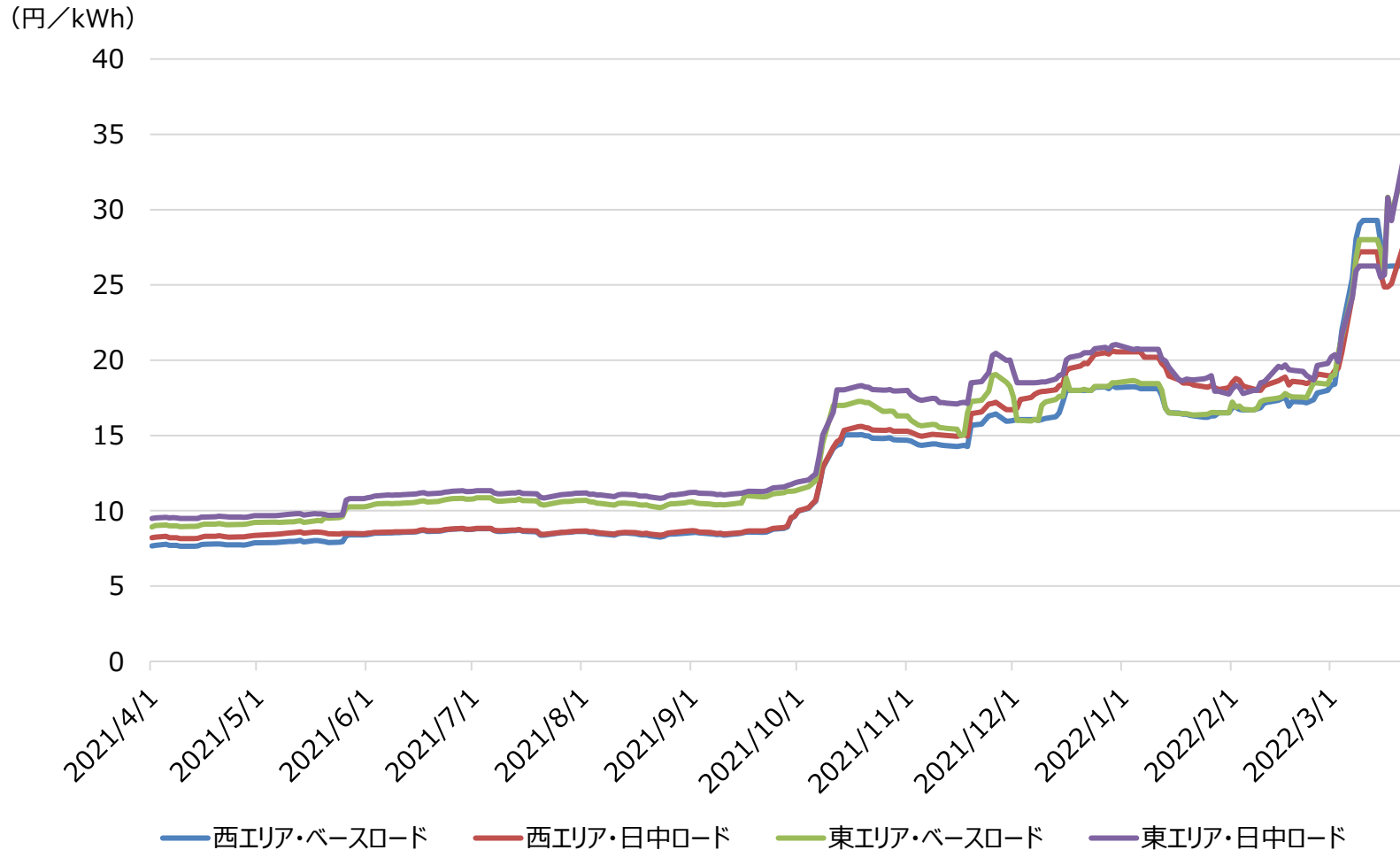
※1 スポット市場や先物市場の価格には託送料金を含まないが、電灯・電力平均単価には託送料金を含む。

※2 沖縄電力については高圧を含む。

(参考) 電力先物価格の推移 (2022年3月限)

- 3月に入り、2022年3月限の電力先物価格は高騰。

電力先物価格の推移 (2022年3月限の商品、TOCOM)

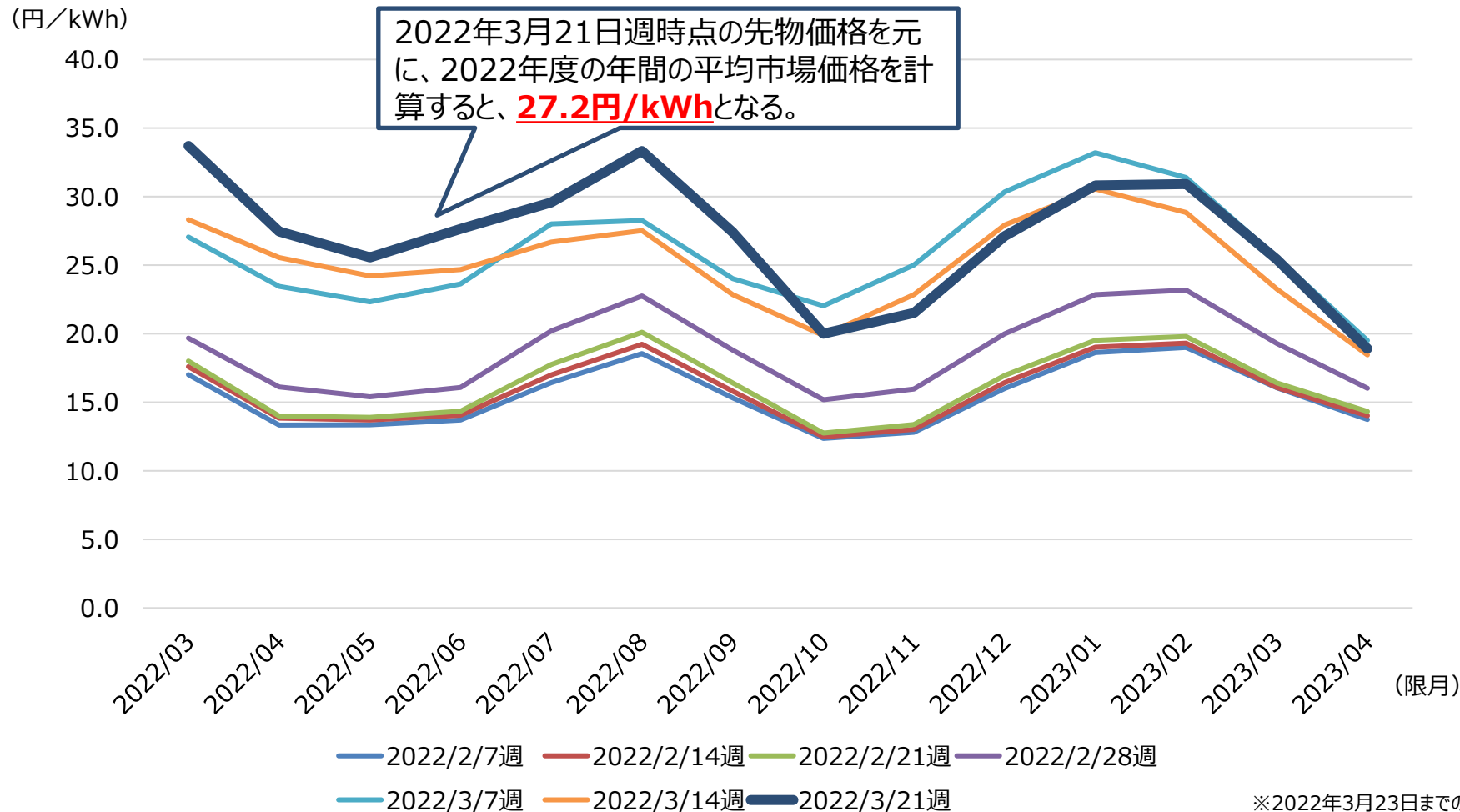


※2022年3月23日までのデータ

(参考) 電力先物価格の推移 (各限月)

- 2月28日週以降、電力先物の価格はすべての限月で高騰。

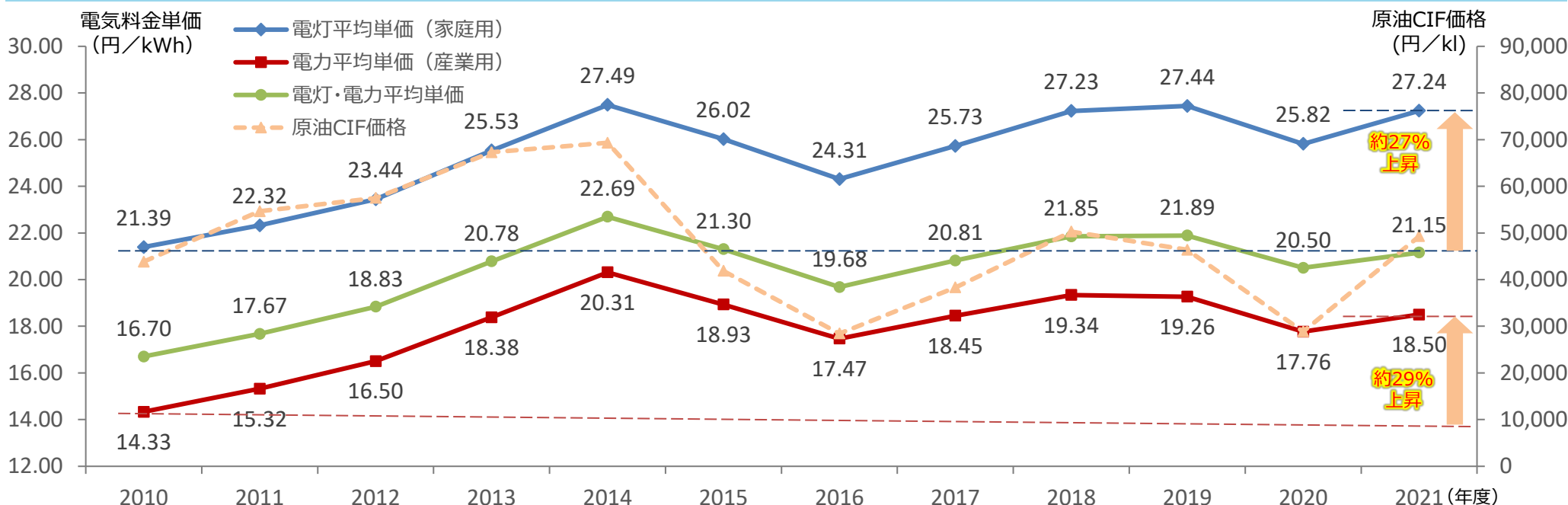
電力先物価格の推移 (各限月週平均、東エリア・ベースロード、TOCOM)



※2022年3月23日までのデータ

(参考) 電気料金平均単価の推移 (2010年度以降)

- 東日本大震災以降、原子力発電所の停止等により、大手電力（旧一般電気事業者）の値上げが相次ぎ、電気料金は大幅に上昇。
- 震災前と比べ、2021年度（11月時点まで）の平均単価は、**家庭向けは約27%、産業向けは約29%上昇。**



	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
再エネ賦課金 (円/kWh)	-	-	0.22	0.35	0.75	1.58	2.25	2.64	2.9	2.95	2.98	3.36
原油CIF価格 (円/kl)	43,826	54,650	57,494	67,272	69,320	41,866	28,425	38,317	50,271	46,391	28,863	49,274
規制部門の料金改定	-	-	東京↗	北海道↗ 東北↗ 関西↗ 四国↗ 九州↗	中部↗	北海道↗ 関西↗	-	関西↘	関西↘	九州↘	-	-

※消費税、再エネ賦課金を含む。2021年度は2021年4月から11月までの実績をもとに計算。

(出所) 発受電月報、各電力会社決算資料、電力取引報等を基に作成

対応の方向性

- 市場のボラティリティが高まっている情勢の中で、需要家の保護や社会的負担の抑制を図ることが必要。
- このため、**小売登録審査や、登録後の事業監視の在り方について、監視委員会とも連携して、検討を進める**こととしてはどうか。
- 具体的には、これまでの法執行の運用、諸外国における取組も踏まえ、例えば、以下の対策について検討していくこととしてはどうか。
 - ①登録審査における収支計画の提出
 - ②登録後の事業者からの収支報告の提出
 - ③登録後の事業者に対するストレステスト
(国内事業者に対する実態調査、海外調査等を踏まえ、更に要検討)

< 1/25本委員会における委員御指摘 >

- 重要なことは需要家を守ることであって、事業者を守ることではない。もちろん、小売事業者は必要であるし、その役割を果たしてもらいたいが、小売事業者に対して一層のリスク管理を要求していく、事業体制等に関するストレステスト等を徹底していくべき。
- 自らリスク管理評価を行わない事業者がそれなりにいるといった中で、新規参入が多数いることをそれだけで良しとはできない環境になってきて、需要家保護の観点で第一に懸念される。もう一つ、電気事業法の目的である電気事業の健全な発達にも沿っているのか、ということも疑問符がつかざるをえない。
- 需要家保護については、登録時の審査で入口を狭めるべきか、それともその後の審査を設けるべきか、という話。現在、審査は登録時のみで、登録後は、監視委員会が小売事業者の行動面で不具合があれば指導が行われるという組み合わせであると理解しているが、例えば、ガイドラインの準拠状況のセルフチェックとか、そういったものの組み合わせで、登録後の活動に対する審査を設けることを検討したらどうかと思う。

対策①：収支計画の提出

- 現行の電気事業法の登録拒否基準及び審査基準においては、「その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」について、登録を拒否できることを定めている。この規定は、小売電気事業を適切かつ確実に遂行できる見込みがないと認められることなどにより、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる場合に、登録を拒否しなければならない趣旨。
- この基準に照らして、申請者の財務状況や収支の見通しも踏まえて、登録の可否を慎重に検討することが必要であると考えられる。
- 現在、小売登録申請の書類として、直近の貸借対照表及び損益計算書の提出を義務づけて財務状況を確認し、必要に応じて、収支計画等を確認しているところである。
- 今後は、
 - 全ての申請者に対して、電源の調達価格等について先物市場の動向等を踏まえて適切性を確認するため、収支計画の提出を電気事業法令に位置付ける方向性で、審査基準の在り方と併せ、詳細を検討することとしてはどうか。
 - 特に、収支計画の内容について、例えば、赤字が継続し債務超過に陥るような場合には、需要家保護の観点から望ましくないと考えられるが、どのような審査基準を設定することが必要か。
- なお、この改正までの間は、従来どおり、必要に応じて追加書類として提出を求め、その内容について確認を行うこととしてはどうか。

対策②：登録後の収支報告

- 小売登録後も、市場価格の動向等によっては、収支計画が予定どおりに実現しないことが考えられる。
- 収支が悪い場合には、小売電気事業者において需要家の円滑なスイッチングを検討することが必要な場合もあるため、登録後も、一定期間、小売事業の収支を定期的にフォローアップし、今後の事業運営の道行きについて事業者とコミュニケーションをとることが必要ではないか。
- 具体的には、当面の間、登録時に、事業開始時から1年間、毎月の収支を報告することを条件として付すこととしてはどうか。
- 1年を経過した後のフォローアップについては、ストレステストの検討の中でその在り方を検討することとしてはどうか。

(参考) 電気事業法等参考条文①

○電気事業法

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類**その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。**

(登録の拒否)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～三 (略)

四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者**その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でない**と認められる者

2 (略)

(登録等の条件)

第百条 **登録、変更登録、許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。**

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は登録、変更登録、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該登録、変更登録、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(参考) 電気事業法等参考条文②

○電気事業法施行規則

(小売電気事業の登録申請)

第三条の五 (略)

2 (略)

3 法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、**最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書**

五～七 (略)

4 経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(1) 第2条の2の小売電気事業の登録 第2条の2の小売電気事業の登録に係る審査基準については、第2条の5第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

① (略)

② 小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること、法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

(参考) 2020年度版 電気事業法の解説 (抄)

「小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」(第4号)に該当する者とは、例えば、
(i) 最大需要電力を適切に見込んでいないこと、出力変動を考慮せずに太陽光発電や風力発電を供給能力と見込んでいること等の理由などにより、需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる場合、
(ii) **小売電気事業を適切かつ確実に遂行できる見込みがないと認められることなどにより、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる場合などが考えられる。**

対策③：ストレステスト、その他の対策

- 小売電気事業者が市場価格の変動等に対してどの程度耐えられるのか確認するストレステストは、事業の安定性を確認する上で効果的な手法と考えられる。
- 英国においては、1月から、OFGEMが、小売事業者のストレステストを開始しているところである。
- 海外調査においても、**英国のストレステストを含む諸外国における規制動向**についても調査することとしており、調査結果も踏まえて、電力・ガス取引監視等委員会において、ストレステストの在り方について検討を進めることとしてはどうか。
- また、海外調査や3月18日まで実施した実態調査の内容も踏まえて、**さらなる対策の必要性についても検討**することとしてはどうか。

(参考) 小売実態調査の概要

1. 小売電気事業者の経営状況

- ・ 財務状況（純資産額、収支）
- ・ BGの形成状況（単独BG、親BG、子BG）、需給管理の状況
- ・ 電源調達状況（自己、委託）・方針、スポット市場における調達割合、他社からの調達価格（固定価格、市場連動型）
- ・ 卸供給の割合、卸価格（固定価格、市場連動型） 等

2. 小売電気産業の更なる発展の方向性

- ・ 小売電気産業の発展の方向性
- ・ 小売電気事業の付加価値を高めるために取り組んでいる内容
- ・ 今後取り組んでいることを検討している事業
- ・ 付加価値を高めていく上での制度面での課題 等

3. 需要家保護の在り方

- ・ リスクマネジメントの考え方、リスク評価の方法・頻度、リスクマネジメントの手段
- ・ BG内におけるインバランス料金の負担者、親BG・子BG間のリスクマネジメントの共有、子BGから親BGに対するガバナンス
- ・ 燃料費調整の有無、上限設定の有無
- ・ 電気料金未払い需要家のスイッチング状況 等

4. 電力市場における小売電気事業者の役割等

- ・ 卸電力市場における買い入札価格の考え方
- ・ 電源調達を委託している場合の入札価格の決定者や委託の考え方 等

5. 燃料等の供給力確保における市場と小売電気事業者の在り方

- ・ 小売電気事業者が将来的に必要な燃料の量に関するシグナルを発出する必要性、シグナルの発出手段 等

料金や事業者の動向

卸電力市場の平均価格は下記のように推移。

(/kWh)	9月	10月	11月	12月	1月
イギリス	29.1円	27.6円	28.5円	37.6円	28.1円
参考：日本	7.9円	12.1円	18.5円	17.3円	21.9円

※1：NORDPOOLのデータを参考に資源エネルギー庁作成。

小売料金の動向

- 2021年12月の小売電気・ガス料金は前年同月比で**23%~43%上昇**※2。
(注) 上昇幅は事業者や料金タイプで異なる。なお、この上昇幅で収まるのは、英国が小売料金価格に上限規制を導入しているため。
- 2022年4月から**規制料金が更に54%引きあがる**予定※3。
※2：Ofgem (<https://www.ofgem.gov.uk/energy-data-and-research/data-portal/retail-market-indicators>)

事業者の動向

- 2021年に**29社の小売事業者が市場から撤退するか、もしくは特別管理下**に置かれている。約430万の国内顧客に影響※3。
- 2021年11月に破綻した**バルブ・エナジー**については、170万もの顧客を抱えていたことから**特別管理手続を初適用**し、政府資金を投入して管理下で事業継続を支援 (**17億ポンドを投入と報道**) ※4。
- ガス電力市場監督局 (Ofgem) が破綻した小売事業者の代理事業者を選定し供給を維持 (230万を超える消費者が強制的に変更) ※4。

政府の対策

対策	対象	詳細
小売電気・ガス料金の上限の引き上げ※3	約2,200万の世帯	<ul style="list-style-type: none"> 2022年4月から小売電気・ガス料金の上限を54%引き上げ。標準料金 (年間) で1,277ポンドから1,971ポンド (+693ポンド)、前払い料金 (年間) で1,309ポンドから2,017ポンド (+708ポンド)。 影響を被る世帯数は、標準料金で1,800万世帯、前払い料金で450万世帯。 Ofgemはこれにより事業者が適切なコストを需要家に転嫁できると評価。
5億ポンド基金※5	困窮世帯	<ul style="list-style-type: none"> 2021年10月から、5億ポンドの基金を用い、困窮世帯の生活を支援。コロナウイルス感染拡大からの回復が目的。
電気・ガス料金の割引等 (従来からの措置) ※6	困窮世帯等	<ul style="list-style-type: none"> 従来から困窮世帯等向けに下記の措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ Warm Home Discount：冬季の電気代から140ポンドを割引 (2022年10月から150ポンドに増額予定) ✓ Cold Weather Payment：7日連続で平均気温が0度を下回るときに25ポンド/週を支援 ✓ Winter Fuel Payment：暖房費に対して100~300ポンドを支援
350ポンドの支援パッケージ※7	全世帯	<ul style="list-style-type: none"> 2022年10月からイングランド・スコットランド・ウェールズの全世帯について、電気・ガス料金を200ポンド割引。なお、2023年以降、5年間をかけて、割引額を料金から回収 (年間40ポンドの支払い増)。 加えて、イングランドでは2022年4月から約8割の世帯について、カウンスル税 (居住者にかかる資産課税) を150ポンド引き下げ。
破産小売事業者対応※4		<ul style="list-style-type: none"> 小売事業者が破産した場合には、Ofgemが、破産事業者に代わって消費者に電力・ガスを供給する事業者を指定 (計28件2月21日時点)。
リスクマネジメント強化		<ul style="list-style-type: none"> Ofgemは「Action plan on retail financial resilience」を発表 (2021年12月) し、①モニタリングの強化、②ストレステストの実施 (2022年1月~)、③マネジメント・コントロール・フレームワークの導入 (2022年早期)、④マイルストーンアセスメントの導入 (顧客が5万件、20万件に達した段階で顧客の新規獲得を一時停止し、アセスメントを実施。2022年中~) 等に取り組む方針。

(参考)
 ※3：Ofgemプレスリリース (2022年2月3日) (<https://www.ofgem.gov.uk/publications/price-cap-increase-ps693-april>)
 ※4：英国政府HP (<https://www.ofgem.gov.uk/information-consumers/energy-advice-households/what-happens-if-your-energy-supplier-goes-bust>) (2022年2月21日アクセス)
 ※5：英国政府プレスリリース (2021年9月30日) (<https://www.gov.uk/government/news/government-launches-500m-support-for-vulnerable-households-over-winter>)
 ※6：英国政府HP (<https://www.gov.uk/the-warm-home-discount-scheme>、<https://www.gov.uk/cold-weather-payment>、<https://www.gov.uk/winter-fuel-payment>) (2022年2月17日アクセス)
 ※7：英国政府プレスリリース (2022年2月3日) (<https://www.gov.uk/government/news/millions-to-receive-350-boost-to-help-with-rising-energy-costs>)

- 小売電気事業の事業リスクが拡大する中で、小売部門への参入が拡大していることを踏まえれば、今後、事業からの撤退事例も増加していくことも見据えることが必要。
- こうした事業環境を見据えたとき、需要家保護の観点から整備されている現行の仕組みは、必要十分と考えられるか。
- こうした検討に当たっては、小売電気事業者の需給管理等の多様化が進んだ現状を踏まえることが重要。このため、**国内小売電気事業の実態**（卸電力調達や電力販売に際して直面しているリスク、そのリスクに対する財務状況など）や、**諸外国の小売制度**などについて**詳細調査の上、需要家保護の在り方について検討を行っていくこととしてはどうか。**

<背景・経緯>

- 電力システム改革以前の電力システム改革専門委員会報告書においては、「『**電力選択**』の自由をすべての国民に保証するとともに、**小売における競争を通じて電気事業の効率化を図る**」とされた。
- 足元では700を超える小売電気事業者が参入し、更に新規参入が拡大中。
 - － 自ら需給管理や市場リスク管理を行い事業を行う者が存在する一方、子BG等の形でこれらの管理は他者に委ねる形で事業を行う者も存在（新規登録申請時のヒアリングにおいても、委託先が質問に受け答えするケースも存在）。
 - － 主たるビジネスの主眼を電力小売以外の領域に置き、自社の関係者のみに対して小売供給を行うなど、必ずしも小売電気事業の拡大を志向しない者も存在。
- 需要家保護の観点からは、小売電気事業者には、電気事業法上、供給条件の説明義務、書面交付義務、苦情の受付義務、供給能力確保義務等の義務が存在。
- また、小売電気事業撤退時の手続については、電気事業法等の規定に加え、「電気の小売営業に関する指針」において明確化。さらに、市場リスクを伴う中でも需要家に対する安定的な電力供給サービス提供を確保する観点から、「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」を策定してきたところ。

※小売電気事業者が撤退しても、電力システム上、一般送配電事業者による最終保障供給や、旧一般電気事業者による特定小売供給といった受け皿があるため、需要家がこうした契約を締結することで、供給に支障を来すということにはならない。

燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方

- 前回の御議論のとおり、原燃料価格の高騰は、電気・ガス料金を通じて、国民生活と電気・ガス事業経営の双方に大きな影響を及ぼす。
- 他方、現在の規制料金はあくまで経過措置であり、料金は自由化が進展していく見込み。
- このため、足下の事象も踏まえ、**電気・ガスの規制・自由料金の在り方について、改めて考え方を整理していくことが重要**と考えられるのではないか。

＜電気・ガス料金の在り方に関する検討の視点の例（次頁に続く）＞

家庭等の規制料金

- 電気は全エリアにおいて経過措置規制料金が存続。ガスは経過措置の解除が進み規制料金を有するのは4者。
- 現下の原燃料費の高騰により、複数の大手電力会社の電気の規制料金は、既に調整上限へ到達。ガスについても1者が到達。
- 原燃料費調整の上限は、現下の原燃料価格の上昇による料金の上昇から需要家を保護する機能を果たしている一方、自由料金の新規参入者との**競争に影響を与えるおそれ**※や、**価格を通じた需要家の省エネ誘因を阻害するおそれ**がある。また、上限に到達した事業者にとっても、上昇を続ける**原燃料費を転嫁しない料金でのサービス継続は持続的とは考え難い**。
※上限有りメニューにより原価を下回る料金設定となる場合や、新規参入者において実態の電源調達構造が異なる燃料費調整となっている場合などがあり得る。
- 上限に到達した事業者は、必要があれば、料金改定申請を行い、基準原燃料価格を見直すことにより、原燃料費調整の上限を変更することを妨げられず、これに伴う審査プロセスを通じて、**電気・ガス事業者の料金構造が透明化**されることとなる。
- 他方、上限に到達していた状態において、料金改定が行われる場合、特に原燃料価格の上昇が継続している局面では、需要家にとっては**小売料金の急激な上昇**を招くおそれもある。
- これらの点も踏まえ、経過措置対象事業者の**家庭等の規制料金の原燃料費調整制度のあり方**（上限の設定の在り方を含む。）について、どのように考えるか。

燃料価格の急変も踏まえた電気・ガス料金の在り方

<電気・ガス料金の在り方に関する検討の視点の例（前頁からの続き）>

家庭等の自由料金

- **需要家保護の重要性は自由化前後で不変**であると考えられる一方、小売自由化・料金自由化は、専ら事業者間の競争や需要家の選択肢の多様化により、需要家保護を実現する考え方に立っていると考えられる。
- 電気やガスの新規参入者の多くは、原燃料費調整の上限を設定していない一方、ガスにおいては、旧一ガス事業者の約2割において引き続き原料費調整の上限を設定。なお、現下の原料価格高騰により、既にいくつかの事業者では上限に到達している状況。
- 原燃料費調整の上限は、現下の原燃料価格の高騰局面においては、**事業者にとって経営上のリスク**となる。このため、小売自由化・料金自由化後は、原燃料費調整の上限を設定しない事業者も多く、特にガスの需要家にあつては、**地域によっては自らのリスク選好に応じて上限のある料金プランを選択することができない状況**。（電気は、全てのエリアで規制料金があり、上限のある料金を選択可能。）
- 上限に到達した事業者が上限を見直すか否かは自らの経営判断であるが、供給約款の変更は民法の定型約款変更のルールに則ったものである必要がある。なお、規制料金の場合と同様、上限に到達していた状態から業者上限が引き上げられた場合、特に原燃料価格の上昇が継続している局面では、需要家にとっては**小売料金が急激に上昇することとなる**。
- 以上の点を踏まえ、**家庭等の自由料金（※）について、どのように考えるか**。

（※）現在、電気・ガスの小売営業の指針や適正な取引についての指針においては、小売事業者に対し、低圧需要家向け（電気）・一般需要家向け（ガス）の定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表すること等を「望ましい行為」として位置付け。

産業等の自由・規制料金

- 現在、**産業等の料金は原則自由**となっている。ただし、沖縄電力の高圧分野には、調整上限設定のある規制料金が存続。また、一部の事業者は、自主的に上限設定のある自由料金メニューを提供している。
- 電気・ガスは事業活動を支える基盤であり、急激な変化が事業活動へ及ぶ影響は大きい一方、特に産業用の需要家は、こうしたリスクも踏まえ、**省エネや脱炭素化に取り組むことが期待**される。また、特に需要量の大きな産業向けにおいて、上限設定に伴い、原燃料費を下回る料金でサービスを継続することが持続的であるとは考え難い。こうした中で、**産業等の自由・規制料金について、どのように考えるか**。

最終保障供給の料金

- 需要家がどの小売事業者とも契約に至らなかった場合の**最終保障供給**は、あくまで一般送配電事業者や一般ガス導管事業者が一時的に供給を担うセーフティネットであることから、その料金については、**標準的な料金よりも高い水準で設計されている**。
- 一方で、**昨今の燃料価格高騰を反映した自由料金の水準が、最終保障供給に係る料金を上回ることもあり得**、制度の前提と乖離しているおそれ。**こうした最終保障供給の料金についてどのように考えるか**（監視委員会において議論中）。

(参考)【前回論点2】 需要家保護の在り方

- 世界的に燃料価格が高騰する中、電力・ガスは国民生活にとって不可欠なエネルギーであり、燃料価格の転嫁については留意することが必要。
- 他方、小売事業者は、大手・中小にかかわらず、厳しい経営環境に直面しており、小売事業を巡るリスクが高まっている。
- こうした中で、小売政策においては、こうしたリスクの中でも、需要家への安定的なサービスの継続を実現することが重要。
- このため、小売事業者がリスクに対する十分な備えを行った上で事業活動を行うことを確保するための方策を検討していくことが必要ではないか。
- こうした検討を進めるため、前回の議論を踏まえ、小売電気事業者に対し、2月28日～3月11日の間、経営状況や需要家保護の在り方等について、実態調査を実施予定。また、電力・ガスの両分野について、諸外国における規制動向等について調査予定。
- なお、ガスについては、自由化後のガス事業制度の在り方について専門的な見地から検証を行っている「ガス事業制度検討ワーキンググループ」にて行い、結果を本小委員会に報告いただく形としてはどうか。

※小売電気事業者が撤退しても、電力システム上、一般送配電事業者による最終保障供給や、旧一般電気事業者による特定小売供給といった受け皿があるため、需要家がこうした契約を締結することで、供給に支障を来すということにはならない。